

総政企第 125 号
平成 29 年 5 月 30 日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第 104 号
木材統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成 29 年 5 月 19 日付け 29 統計第 257 号により農林水産大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

平成29年5月
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第104号の概要 (木材統計調査の変更)

1 木材統計調査の概要 (現行)

調査の目的

我が国における素材の生産、木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革

- ▶ 昭和28年から製材の入出荷量・在庫量等を把握する「製材統計調査」(指定統計調査)として実施
- ▶ 昭和29年から製材以外の素材生産量や木材の需給・価格動向等を把握する「木材統計調査」(承認統計調査)を開始
- ▶ 平成17年からは、両調査を再編・統合し、「木材統計調査」(指定統計調査)として実施

調査期日

- ▶ 【基礎調査】 毎年12月31日現在
- ▶ 【月別調査】 毎月末日現在

調査範囲及び報告者数

- ▶ 基礎調査
製材、木材チップ、単板及び合板を生産する事業所
約4,900 (母集団：約8,500)
- ▶ 月別調査
① 製材月別調査
製材を生産する事業所
約1,200 (母集団：約6,700)
- ② 合単板月別調査
単板又は合板を生産する事業所
約70 (母集団：約200)

調査組織

- ▶ 【基礎調査】
農林水産省－地方農政局等－調査員－報告者
※調査方法 ⇒ 調査員、郵送又はオンライン
- ▶ 【月別調査】
農林水産省－地方農政局等－報告者
※調査方法 ⇒ 郵送、オンライン又はFAX

結果公表

- ▶ 【基礎調査】 調査実施年の翌年4月20日までに概要を公表し、詳細は逐次公表
- ▶ 【月別調査】 調査実施月翌月25日に概要を公表し、詳細は逐次公表

調査票及び調査事項

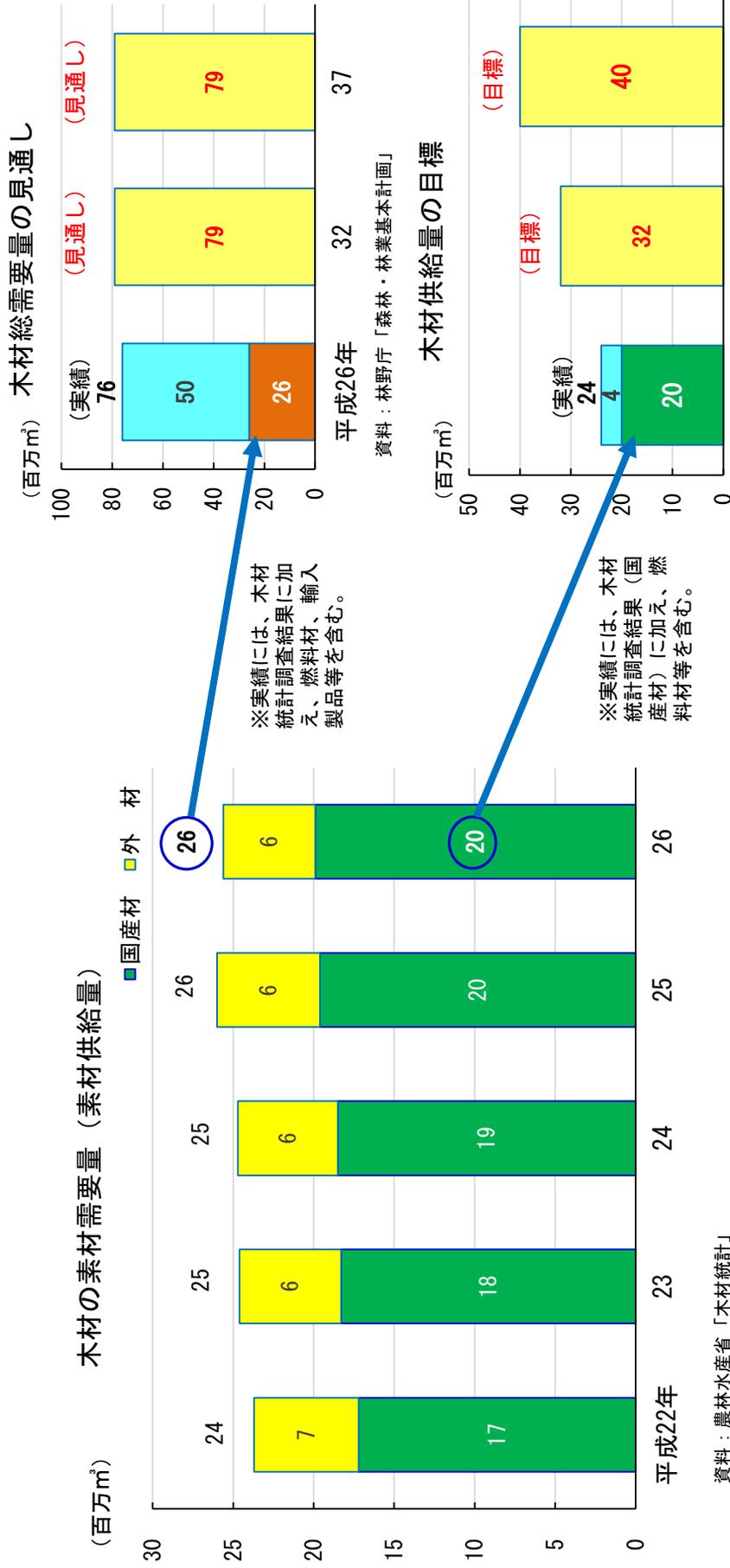
- ▶ 基礎調査票
製材に用いる動力の出力数、素材(丸太)の入荷量・消費量・在庫量、製材品の出荷量・在庫量、木材チップの生産量・在庫量、合単板の生産量・在庫量 等
- ▶ 月別調査票
① 製材月別調査票
製材に用いる動力の出力数、素材(丸太)の入荷量・消費量・在庫量、製材品の生産量・出荷量及び在庫量 等
- ② 合単板月別調査票
素材(丸太)の入荷量・消費量及び在庫量、普通合板及び特殊合板の生産量・出荷量・在庫量 等

2 木材統計の利活用状況 (1)

行政施策上の利用

○ 「森林・林業基本計画」(注)における林産物の供給及び利用に関する目標(木材の総需要量の見通し及び木材供給量の目標)の設定・評価のための基礎資料として利用

(注) 森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)第11条の規定に基づき、おおむね5年ごとに「森林・林業基本計画」を策定することとされており、当該計画において、「木材総需要量の見通しと国産材利用の目標」として、林産物の供給及び利用に関する目標が設定されている。

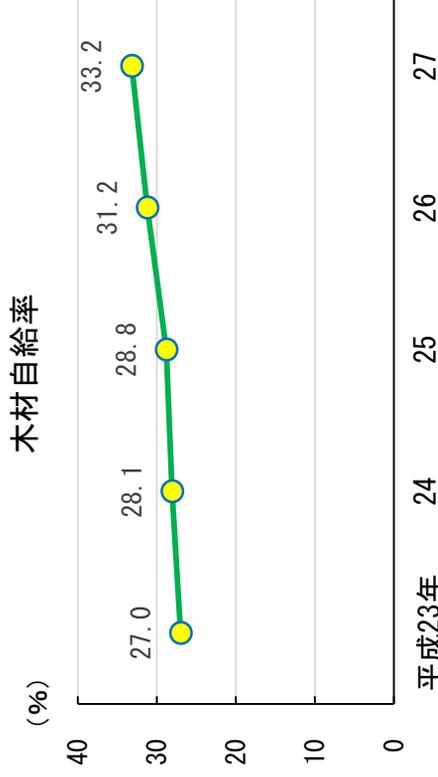
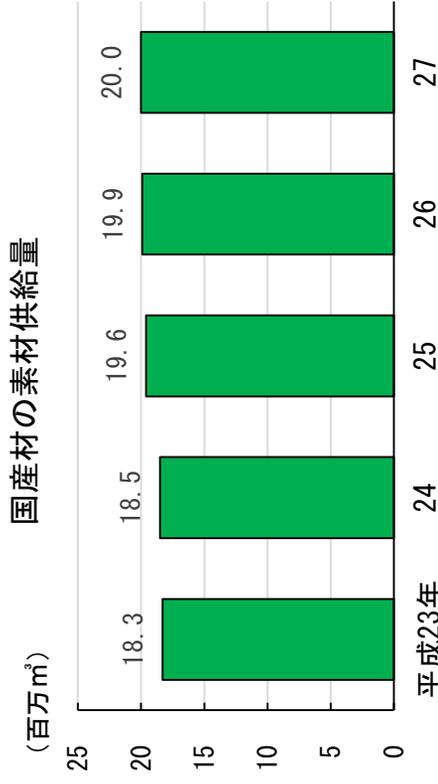


2 木材統計の利活用状況 (2)

行政施策上の利用

○ 「木材需給表」 (注) における木材自給率の算定のための基礎資料として利用

(注) 毎年における国内の木材の需要と供給の状況及び木材の自給率を明らかにすることを目的として、農林水産省が作成する加工統計である。



資料：農林水産省「木材統計」

資料：林野庁「木材需給表」

加工統計への利用

- 国民経済計算における四半期別GDP速報の供給側推計に係る資料
- 鉱工業指数の生産・出荷・在庫指数の算出に係る資料
- 産業連関表における内生部門の林業部門等の推計に係る資料

〔調査計画の変更1〕 調査対象範囲の変更

〔変更内容〕

■ 基礎調査における調査対象に「集成材製造業」を追加

↑ 「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）等において、CLT（注1）や集成材（注2）、LVL（注3）など、木質部材の開発・普及の進展等を踏まえ、新たな木材需要の創出に向けた取組を推進

↑ 従来の「一般製材業」「単板（ベニヤ）製造業」「合板製造業」等に、「集成材製造業」を調査対象として追加し（注4）、新たな木質部材の生産実態を的確に把握

（注1） CLT (Cross Laminated Timber) は、ラミナ（一定の寸法に加工された板）を並べて板を作り、その板を繊維方向が直交するように重ねて接着したパネル

（注2） 集成材は、ラミナを繊維方向が平行になるようにに接着したもの

（注3） LVL (Laminated Veneer Lumber) は、単板（木材を薄く切削した板）を繊維方向が平行になるように重ねて接着したもの

（注4） LVLは現在調査対象となっている「合板製造業」に分類されるが、CLT及び集成材は調査対象となっていない「集成材製造業」に分類される。

各種再構成材料の原料と繊維配向

繊維配向	平行	直交
原料	集成材	CLT
ひき板		
単板	LVL	合板

製品の主な用途



集成材は、建築物の構造材や造作材等に用いられる。



LVLは、建築物の構造材や造作材等に用いられる。



CLTは、厚みのある大判のパネルで、それ自体が柱や梁となる建築物の構造材などに用いられる。



合板は、壁・床・屋根の下地材やコンクリート型枠などに用いられる。

〔変更内容〕

■ 標本設計及び調査対象数の変更

- 調査の効率的実施の観点から、適正かつ効率的な調査対象数に変更

【基礎調査】

- ① 製材品については、規模階層区分を製材用動力の出力数による区分から製材用素材消費量による区分に変更^(注1)

➡ 変更前：約3,900工場 ⇒ 変更後：約1,800工場

(注1) 都道府県別に製材用素材消費量の8割をカバーするよう標本抽出(系統抽出)する。

- ② 新たに調査する集成材については、平成29年調査は全数調査(約270工場)とし、30年調査から標本調査(約80工場)^(注2)に変更

また、CLT及びLVLは、全数調査(CLT：約10工場、LVL：約20工場)

(注2) 全国の集成材生産量の8割をカバーするよう標本抽出(系統抽出)する。

【製材月別調査】

木材取扱量の少ない都道府県における調査を廃止し、調査対象都道府県を重点化^(注3)

➡ 変更前：47都道府県・約1,200工場 ⇒ 変更後：30道県・約500工場

(注3) 全国の素材消費量の80%を占める上位都道府県又は国有林材供給調整対策(原木不足等による価格高騰の際の国有林材の追加供給・立木販売時期の前倒し等)において重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県に重点化する。

〔調査計画の変更3〕 調査事項の変更

〔変更内容〕

■ 調査事項の追加〔基礎調査票〕

- 新たな木材需要の創出や国産材の需要拡大に向けた政策ニーズへの対応
 - ・ CLT及び集成材について、ラミナ(注)消費量、生産量及び在庫量
 - ・ LVLについて、単板消費量、生産量及び在庫量
 - ・ 普通合板について、針葉樹構造用合板に係る生産量（生産量の内訳）

(注) ラミナとは一定の寸法に加工された板で、CLTや集成材の材料となるものである。

■ 調査事項の削除〔基礎調査票〕

- 他の統計調査（工業統計調査）結果の活用による「従業者数」の削除
 - ・ 利活用状況を踏まえ、従業者数の経年変化の把握が可能な情報で代替(注)

(注) これまで、木材産業の構造変化を把握する観点から、本調査結果から得られる従業者数規模別工場数等に係る情報を利活用。
 近年のニーズの低下を踏まえ、今後は、工業統計調査で把握している「一般製材業」「単板（ベニヤ）製造業」「木材チップ製造業」「合板製造業」及び「集成材製造業」の従業者数に係る情報を利活用

【参考：木材統計調査 基礎調査票（抜粋）】

工場区分	合計	うち男	うち女
製材部門従業者数	●●	●●	●●
チップ製造部門従業者数	●●	●●	●●
合単板製造部門従業者数	●●	●●	●●

【参考：工業統計調査 工業調査票甲及び乙（抜粋）】

6 従業者数（平成29年6月1日現在）（単位：人）
※従業者数の集計方法が異なりますので、詳しくは別途配布する「記入の仕方」をご確認ください。

区分	① 有給役員 （個人経営以外で役員職を兼任している人）		② 常用者 （職種を問わずに、又はかつ以上の期間を定めて雇用している人）		③ 臨時雇用者 （労働契約法第17条第1項第1号の労働者又は労働してゐる人）	④ 合計 （①～③の合計）	⑤ 送出国 （①～④の中で、送出国の事業所へ出向又は派遣してゐる人）	⑥ 出向、派遣 受入者 （①～④の中で、送出国の事業所へ出向又は派遣してゐる人）
	③ 正社員、正職員 としてゐる人 （パート・アルバイトなど）	④ 以外の人員 （パート・アルバイトなど）	① 男性	① 女性				
男								
女								
この事業所に従事している人の男女計（⑥－⑤－⑦＋⑧）								

〔調査計画の変更4〕 調査事項の変更

〔変更内容〕

■ 調査事項における内訳区分欄の削除

- 製材品の用途別出荷量等を把握する調査事項における内訳区分欄の削除

① 基礎調査票

- ・ 製材品の用途別出荷量における集成材及び外材の内訳区分欄(注1)
- ・ 特殊合板の生産量における特殊合板の内訳区分欄(注2)

② 製材月別調査票

- ・ 樹種別製材用素材入荷量における外材の内訳区分欄(注1)

③ 合単板月別調査票

- ・ 普通合板の入荷量・生産量・出荷量等における普通合板の内訳区分欄(注3)

(注1) 外材の内訳区分欄として、「南洋材」「米材」「北洋材」「ニュージージーランド材」及び「その他」がある。

(注2) 特殊合板の内訳区分欄として、「オーバーレイ合板」「プリント合板」「塗装合板」「天然木化粧合板」及び「その他の合板」がある。

(注3) 普通合板の内訳区分欄として、「ベニヤコアー合板」及び「特殊コアー合板」がある。

基礎調査票 製材品の用途別出荷量 (抜粋)

区分	合計	うち集成材	建築用材計	既 数
合 計				
国 産 材				
かも人工乾燥材				
外 材				
かも人工乾燥材				
南洋材				
米 材				
北洋材				
ニュージージーランド材				
その他				

※太線で囲んだ部分が削除予定の箇所を示す。

以下の状況や利活用の観点から、引き続き把握する必要性が低下

- 近年、外材の素材入荷量や外材を素材とする製材品出荷量が大幅に減少

区分	17年調査(a)	27年調査(b)	減少数(b-a)	減少率(b-a/a)
外材の素材入荷量	12,875	5,045	▲7,830	▲60.8
外材を素材とした製材品出荷量	5,730	2,639	▲3,091	▲53.9

(単位: m³, %)

- 特殊合板の生産量が大幅に減少 (平成17年: 1,037千m³⇒平成27年: 524千m³ (減少率: ▲49.5%))
- する中、生産される特殊合板の種類が多様化し、全体の7~8割が「その他の合板」に区分
- 生産される普通合板の99%がベニヤコアー合板

前回答申時の課題及び未諮問基幹統計確認への対応状況

○ 前回答申（平成17年8月 統計審議会）において指摘された課題への対応については、以下のとおり。

指摘事項

- ① **月別調査における公表期日の早期化について**
月別調査について、製材及び合板は鋳工業生産指数の採用品目となっており、鋳工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化について検討
- ② **集成材の把握について**
木材流通統計調査（一般統計調査）^(注)のうち、木材流通構造調査（5年周期）において把握されている集成材を、木材流通統計調査の一環として把握することについて検討

（注）木材流通統計調査（一般統計調査）は、木材価格統計調査（月別調査）及び木材流通構造調査（5年周期）から構成される。

○ 平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）（平成27年3月 内閣府統計委員会）において指摘された今後の取組の方向性への対応については、以下のとおり。

指摘事項

- ① **産業構造と統計調査の体系について**
製材工場等を対象に木材製品の価格等を調査している木材流通統計調査と調査対象が重なることを踏まえ、製材工場等の報告者負担等を勘案した調査体系整備の検討を期待
- ② **作成方法の効率化等について**
オンライン報告については、その利用率を向上させるだけでなく、費用便益を勘案するとともに、調査結果の精度を維持・向上させるような検討を期待

対応状況

- ① 鋳工業生産指数（速報）に反映されるようデータの提供方法について検討中。部会において、調査実施者の対応状況を確認
- ② 今回調査から、基礎調査（毎年調査）の調査対象に「集成材製造業」を追加し、集成材に係るラミナ消費量、生産量及び在庫量について把握

対応状況

- ① 木材流通統計調査は、木材の価格水準（月別調査）や流通構造（5年周期）の把握を目的に実施。部会において、調査実施者の対応状況を確認
- ② 平成19年調査から、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を導入（平成28年調査：基礎調査3.0%、月別調査7.1%）。部会において、調査実施者の対応状況を確認